

国立大学法人長崎大学、京セラ株式会社及び  
京セラコミュニケーションシステム株式会社  
との包括的連携に関する協定書

国立大学法人長崎大学（以下「甲」という。）、京セラ株式会社（以下「乙」という。）及び京セラコミュニケーションシステム株式会社（以下「丙」という。）は、相互に包括的な連携を行うため、以下のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲の有する研究成果と乙及び丙の有する技術力を結合し、長崎オープンイノベーション拠点の取組の推進をはじめとする産学官の連携を推進することにより学術研究の振興及び研究成果による地域産業及び地域社会の振興と発展に資することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲、乙及び丙は、下記の事項において連携を行う。

- （1）海洋環境モニタリング、物流支援、エネルギー地産地消、分散型エネルギーマネジメント、遠隔医療及び遠隔教育に関すること
- （2）甲、乙及び丙が合意したその他の連携活動に関すること

（研究の実施）

第3条 本協定に基づき共同研究、受託研究等を実施する場合、甲、乙及び丙は、その都度書面により契約を締結し、具体的条件を定める。

（秘密保持）

第4条 甲、乙及び丙は、本協定に基づく活動において、相手方より知り得た秘密事項について、本協定書の目的の遂行にのみ用いるものとし、本協定の有効期間中及び有効期間終了後2年間は第三者に対して開示又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。なお、第3条に基づき個別の共同研究、受託研究等に関する契約が締結される場合、当該共同研究、受託研究等に伴い相互に開示される秘密情報の取り扱いは、それぞれの契約の定めが本協定書の定めより優先して適用されることを確認する。

（本協定の開示）

第5条 甲、乙及び丙は、本協定の存在を、相手方の承諾を得ることなく第三者に開示することができる。

（有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、令和2年11月1日から令和4年3月31日までとする。ただし、期間満了3月前までに、甲、乙及び丙いずれからも何ら申し出がないときは、本協定はさらに1年間有効なものとし、以後この例による。

また、協定期間中にいずれかにより解消の申し出があった場合、三者は協議の上、文書による合意が成立したときに終了する。

（協議）

第7条 本協定に定めのない事項については、必要に応じ甲、乙及び丙が協議し、これを定める。

本協定の証として、本書3通を作成し、甲、乙及び丙がそれぞれ署名の上、各自1通を保管する。

令和2年11月1日

（甲）長崎県長崎市文教町1番14号  
国立大学法人長崎大学  
学長

河野 茂

（乙）京都府京都市伏見区竹田鳥羽殿町6  
京セラ株式会社  
代表取締役社長

谷本 秀夫

（丙）京都府京都市伏見区竹田鳥羽殿町6  
京セラコミュニケーションシステム株式会社  
代表取締役社長

黒瀬 善一